

定例監査の結果に基づき講じた措置の公表について

令和５年度実施の定例監査の結果に基づき講じた措置について、中央区長及び中央区教育委員会教育長から別添のとおり通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定に基づき公表します。

令和６年５月９日

中央区監査委員	守 本 利 雄
同	吉 田 寛
同	墨 谷 浩 一

令和6年2月19日付け5中監第A14号「令和5年度定例監査結果報告書」に基づき講じた措置

福祉保健部 介護保険課

指摘事項	会計年度任用職員の確定払の旅費について、給与取扱者の口座に入金されたまま一年以上放置され、旅行者本人への支払いが大幅に遅延していました。 口座の管理を適正に行うとともに、確定払の旅費は旅行者（職員）が立替払いをしているものなので、速やかに支払うようにしてください。
措置状況	旅費の支給対象職員に遅滞なく受け渡しをするよう全職員に周知徹底を図るとともに、庶務担当者が毎月口座残高及び旅行命令簿の受領印を確認することにより、組織的なチェック体制を強化しました。

教育委員会事務局 指導室

指摘事項	会計年度任用職員の確定払の旅費について、給与取扱者の口座に入金されたまま一年以上放置され、旅行者本人への支払いが大幅に遅延していました。 口座の管理を適正に行うとともに、確定払の旅費は旅行者（職員）が立替払いをしているものなので、速やかに支払うようにしてください。
措置状況	会計年度任用職員の確定払旅費の支払い遅延は、振込先の口座を誤って送金したことと、口座管理が不十分だったことにより生じたものです。 監査結果を踏まえ、指導室では、確定払旅費の支出時は、振込先が支給対象職員の所属校園になっているかの確認をするとともに、口座は毎月末に記帳し、入金された内容を把握して支給対象職員に遅滞なく受け渡しをするよう職場内で周知・徹底して再発防止に努めています。 また、各校園においても、定期的な口座残高の確認と支給対象職員への確実な受け渡しについて、通知により周知・徹底を図り、再発防止に取り組んでいます。